

農地利用の最適化の推進に関する指針

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、恩納村農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地解消の目標

	農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地割合 (B/A)
現状 (令和3年3月)	342 ha	81.0 ha	23.7% ha
3年後の目標 (令和6年3月)	342 ha	75.0 ha	21.9% ha
10年後の目標 (令和13年3月)	342 ha	61.0 ha	17.8% ha

(2) 遊休農地解消の取組方法

○遊休地所有者に対する利用意向調査結果を踏まえた利用調整(中間管理事業活用、地域の担い手への利用権設定)を行う。

○遊休地自己負担解消可能な農地斡旋希望者情報を農業委員・農地利用最適化推進委員、農林水産課と共有し、マッチングを行う。

2. 担い手への農地利用集積

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和3年3月)	342 ha	53.6 ha	15.7% ha
3年後の目標 (令和6年3月)	342 ha	68.6 ha	20.1% ha
10年後の目標 (令和13年3月)	342 ha	103.6 ha	30.3% ha

(2) 担い手への農地利用集積に向けた取組方法

○現在の担い手(認定農業者、認定新規就農者、村基本構想水準到達者)の中で規模拡大意向のある畜産部門(繁殖農家の牧草地)、花卉・観葉農家を中心に斡旋を進める。

○令和2年度に青年就農計画の認定を受けている新規就農者及び相談のあった新規就農者(他市町村からの参入)に対しては計画に沿って集約を念頭においたマッチングを行う。

○令和元年度実施の営農意向調査結果や相続届出で把握した貸付意向のある農地の情報を委員、農林水産課と共有しマッチングに活用する。

○参入受け入れ意向のある地域については、農地中間管理事業を活用する。

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
現状 (令和3年3月)	1 人	1 法人
3年後の目標 (令和6年3月)	9 人	1 法人
10年後の目標 (令和13年3月)	4 人	1 法人

(2) 新規参入の促進に向けた取組方法

○農地斡旋希望者の意向(作物、規模、遊休地解消の可否など)に合う地区委員への情報提供により農地の斡旋を行う。

○農林水産課と情報を共有し、各就農サポート事業の活用に向けた調整を円滑に行う。

4. その他

この指針は、継続的に見直しが必要であることから、概ね3年毎に見直しを行うものとする。